

がんばるママさん看護師への支援

CASE 育児支援について

育児を必要とする職員のために、様々な休暇制度や勤務形態を設け、子育てと仕事の両立が図られるよう支援を行っており、安心して仕事が続けられる職場環境整備に取り組んでいます。

●育児に関する休暇制度

特別休暇(例)	休暇の種類
	◎つわり休暇 ◎妊婦健診休暇 ◎母体保護休暇
	◎産前・産後休暇／産前・産後8週間 ◎育児時間／1日2回 各1時間
	◎子の看護休暇／年間5日以内 ◎男性職員の育児参加休暇／年間5日以内 など

●育児休業

子供が3歳になるまで、男性・女性ともに取得できます。育児休業期間中は、育児休業手当金が支給されます。
 ※育児休業開始～180日までは給料の67/100、180日経過後～1歳まで50/100を共済組合より給付

●育児短時間勤務

子供が就学するまで、男性・女性ともにいくつかある勤務の形態(例えば、週5日のうち、7時間45分勤務を1日、4時間勤務を4日間等)から選択できます。

●部分休業

子供が就学するまで、1日2時間を超えない範囲で部分休業を取得できます。



絵:高橋 豊(久慈病院)

江刺病院



Case 1
及川 加寿恵

保育所は土日祝日も利用可能で、病後児保育や終夜保育も実施しているので勤務に合わせて利用することができます。また、業務で退勤が遅れる時にも快く対応して頂けますし、他の幼稚園に通園している子供の一時預かりや、通園バスへの送り迎えも引き受けて下さるので、とても助かっています。病院に保育所が併設しているので、通勤の動線が短縮されることも大きなメリットであると感じています。他の保育施設にはない充実したバックアップと保育所の先生方の温かいサポート、そして職場の皆さんの協力があって、安心して子供を預けて働くことができます。

久慈病院



Case 2
吉村 美樹

現在、私は2人の子供を保育園に預け午後1時間の部分休を頂きながら働いています。今まで手術室・外来勤務が多かったため病棟での復帰は不安しかったです。相談・ご指導してくれるスタッフに支えられ、今では不安も少しずつ軽減し仕事に取り組む事が出来ています。
 スタッフの皆さんのおかげで時間通りに帰らせて頂いておりとても感謝しています。子育てと仕事の両立は大変ですが、部分休業を利用することで子供との時間も取ることができておりとても働きやすい環境だと思います。

CASE 院内保育所について

職員の福利厚生及び子育て支援の充実を図るため24時間保育と病後児保育を実施する院内保育所を設置しています。

●院内保育所設置病院

院内保育所は、中央病院、大船渡病院、釜石病院、宮古病院、胆沢病院、磐井病院、久慈病院、江刺病院、中部病院、二戸病院に設置しています。
 設置病院以外の配属であっても保育所の利用は可能です。



●保育所の利用方法

時間単位の一時的保育や夜勤時の終夜保育など、職員の勤務に応じた利用ができます。

保育の区分		利用時間	単位	保育料の額
基本保育	乳幼児が3歳未満の場合	7時30分～18時30分まで	1ヶ月につき	36,000円
	乳幼児が3歳以上の場合	7時30分～18時30分まで	1ヶ月につき	24,000円
一時保育	乳幼児	7時30分～20時30分まで	1時間につき	300円
延長保育		6時30分～7時30分まで	1時間につき	300円
		または 18時30分～20時30分まで	1ヶ月につき	2,400円
終夜保育		18時30分～翌日7時30分まで	1回につき	1,600円
病後児保育*		7時30分～18時30分まで	1回につき	1,600円

*病後児保育では、看護師が保育及び看護ケアを行うため、安心して利用できます。

